

吉野川市指定有形文化財(古文書)

三郡の郡境石

指定年月日：2001（平成13）年6月14日指定

所在地：吉野川市鴨島町牛島字先須賀ノー153-2

所有/管理者：個人

形状は頂部が方錐状の四角柱で、高さは露出部で1.13m、埋設部も含めると1.90mである。側面の幅は、最大で24.5cm、最小で23.5cmである。4面のうち3面に、それぞれ「麻植 板野 名西 三郡之三ツ境」「西條 瀬部 高原 牛ノ島 四箇村之四ツ境」「此石ヨリ南牛ノ島村圓通寺東圍之敷東北之隅之立石迄三百二拾三間四尺」と彫られている。

先須賀周辺は、吉野川と江川に挟まれた中洲状の沖積地であり、1907（明治40）年に着手された第1期吉野川改修工事により連続堤が築かれるまでは洪水常襲地帯であった。洪水による土砂の流入や表土の流出のために村境が分からなくなり、しばしば村落間の紛争が発生した。この境界をめぐる紛争を未然に防ぐために設置されたのが、この郡境石である。

「蜂須賀家文書」（国文学研究資料館蔵）には、1745（延享2）年に藩の裁許奉行は関係する4村の村役人を召し出し、評議の結果、圓通寺敷東北の隅から北方に位置する五条村の野神社の棕の木を真直に見通し、323間4尺5寸の地点を「三郡之三ツ境」「四箇村之四ツ境」と決め、そこに験の石（郡境石）を建てさせ、基点である圓通寺敷東北の隅にも「験の石」（立石）を建てさせたという記録がある。



「西條 瀬部 高原 牛ノ島 四箇村之四ツ境」
「此石ヨリ南牛ノ島村圓通寺東圍之敷東北之隅之立石迄三百二拾三間四尺」



「麻植 板野 名西 三郡之三ツ境」

yoshinogawa city 知る郷を 第25回



編集後記

本号からスタートした市長とのトーク企画「市長としやべらんで」（本号4〜7ページ参照）。記念すべき1回目のゲストは地域おこし協力隊の3人を取り上げました。隊員の皆さんには、これからどんどん吉野川市の魅力発信や地域活性化に活躍してほしいですね。吉野川市の未来は君たちにかかっている！

原井市長が今、吉野川市で話題の人や、これから注目されるであろう人物と何が飛び出すか分からないフリーでのトークを繰り広げるこの企画ですが、今後、定期的特集記事として掲載していく予定です。今回は誰が登場するか、乞うご期待です。（編）

